

公告第 2022-15 号
令和 5 年 3 月 1 日

被保険者各位

キオクシア健康保険組合
理事長 沖代 恭太



組合規約の一部変更について

当健康保険組合の規約につきましては、令和5年2月 9 日開催の第6回組合会で議決され、関厚発
0224 第 30 号「健康保険組合規約変更認可書」(令和 5 年 2 月 24 日)をもって、下記のとおり一部変
更いたしましたので、お知らせします。

記

新条文	旧条文
(保険料及び調整保険料の負担割合) 第44条 一般保険料額及び調整保険料額の <u>82</u> 分の46は事業主、 <u>82</u> 分の36は被保険者 において負担する。(少数点以下第4位を 四捨五入する。) 附 則 (施行期日) この規約は、令和5年3月1日から施行す る。	(保険料及び調整保険料の負担割合) 第44条 一般保険料額及び調整保険料額の <u>89.5</u> 分の52.904は事業主、 <u>89.5</u> 分の36. <u>596</u> は被保険者において負担する。(小数 点以下第4位を四捨五入する。)

以 上